

有床義歯の管理について

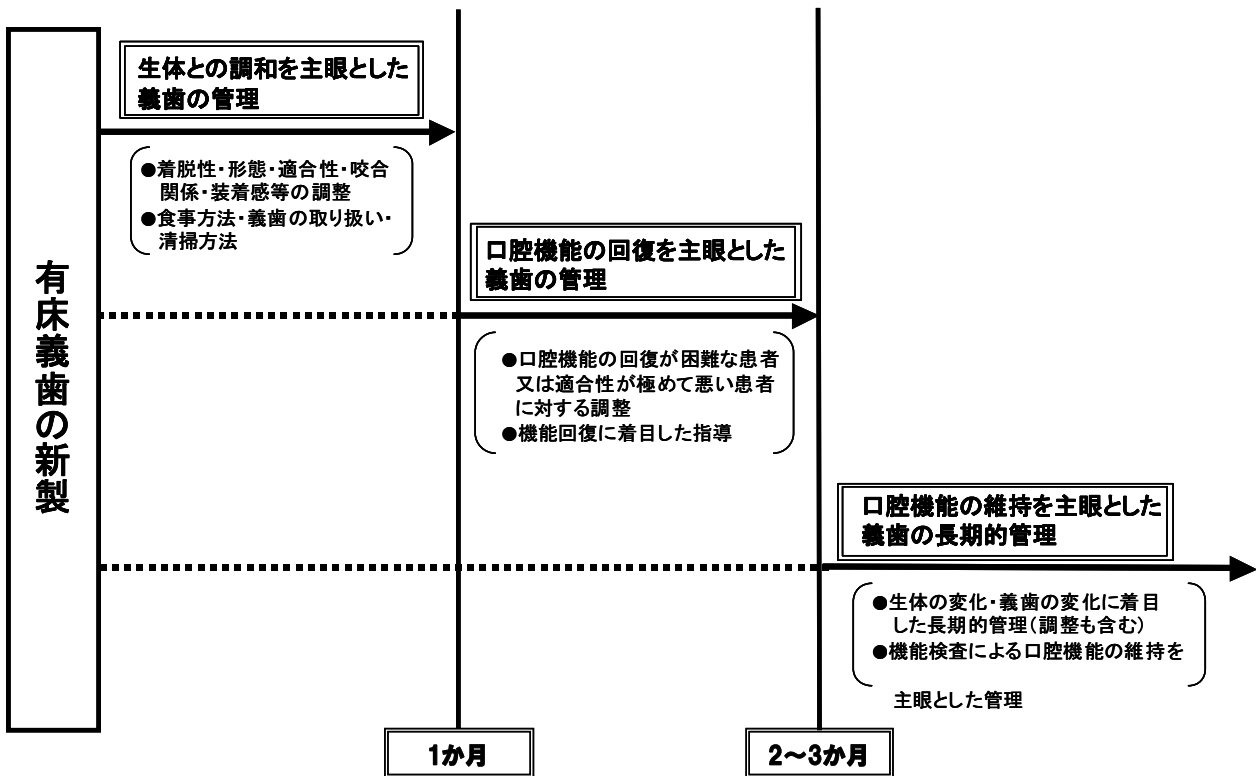
(平成 19 年 11 月 日本歯科医学会)

有床義歯には全部床（総）義歯と部分床（局部床）義歯とがある。全部床義歯は完全な粘膜負担義歯であり、また部分床義歯は咬合・咀嚼力の負担が歯根膜負担様式の間義歯や歯根膜・粘膜負担様式の遊離端義歯および歯への負担をかけられない粘膜負担様式の粘膜負担義歯に分けられる。

有床義歯を装着した患者は、義歯を使用している間に上下顎の顎堤形態の相違および位置関係、残存歯の有無、あるいはその状態、さらには個々の咬合・咀嚼習癖、食習慣などによって、骨吸収による顎堤形態の変化、あるいは歯の移動が時間の経過とともに認められ、生体と義歯との間に不調和が生じてくる。したがって、この不調和を是正することにより、有床義歯によって回復された形態と機能を維持することができる。この不調和の是正と改善のためには、有床義歯の管理を的確に行う必要がある。

すなわち、新たな有床義歯を装着した場合の管理は、顎口腔系への調和と口腔機能の回復・維持が重要であり、以下の点に留意する。

- ① 生体との調和を主眼とした管理（調整・指導、概ね 1 か月以内）
- ② 咀嚼等の口腔機能の回復を主眼とした管理（調整・指導、概ね 2～3 か月）
- ③ 口腔機能の維持を主眼とした長期的管理



有床義歯の管理

有床義歯の調整・指導に関して

有床義歯の義歯床や人工歯咬合面あるいは支台（維持）装置が生体と調和し、機能が回復できるような調整と患者への適切な指導が必要である。とくに装着直後が重要であり、その後、長期間使用しても生体に為害作用が生じないように定期的に調整・指導を行うようにする。義歯と生体との調和が不良になったままでの義歯の使用は、口腔内を不潔にし、結果的には残存歯のう蝕や歯周疾患を誘発する。また義歯の適正な使用方法が患者に理解されない場合には、十分な機能が営めなくなることもある。したがって生体の変化による義歯の不調和が生じた場合には適切な対応をする必要がある。

1. 新たに製作した有床義歯装着後1か月以内の調整・指導

1) 調整の概要

① 義歯床の粘膜面、辺縁の調整

印象採得時の顎堤粘膜の被圧変位量の差の均等化や、床辺縁部の粘膜移動量の確実な把握ができないことがあることから、調整が必要である。

② 人工歯咬合面の調整

義歯床に直接接触している粘膜が義歯の荷重で変位、移動を生じ、義歯の安定する位置がやや変化するため、中心咬合位での人工歯咬合面の調整をする。また下顎運動による人工歯咬合面の接触滑走の範囲も生体の動きに合わせて調整する。

③ 維持装置（クラスプ）の調整

部分床（局部床）義歯を装着した場合、鉤腕の不適合や維持力の強弱の調整を行う。

④ 調整の回数

義歯床や人工歯咬合面の調整は顎堤粘膜の変位や移動が経時的に継続するため、1回の調整では目的を達成することは困難である。義歯装着直後は痛みや生体との不調和についての検査を行う必要があり、装着後2・3日あるいは1・2週間においても新たな検査を行い、義歯の調整・指導を行う必要がある。たとえ患者による疼痛、不快感や違和感の訴えがない場合であっても、少なくとも1ヶ月以内に数回の調整・指導が重要である。

2) 検査の項目と調整の内容

義歯装着時に、床の形態、粘膜面の小突起の有無などを確認後、以下の項目を検査し、調整する。

(1) 着脱性

上下顎義歯を別々に試適し、着脱時の障害の有無を調べる。

(2) 形態：以下の点に留意し、調整する。

- ① 義歯床の床縁の長さや形態
- ② 床翼部の形態
- ③ 床後縁と硬軟口蓋境界および翼突下顎ヒダとの関係
- ④ 頬側床縁と頬筋付着部、小帯との関係
- ⑤ 頬側後縁と咬筋との関係
- ⑥ 唇側床縁と口輪筋の付着部との関係
- ⑦ 臼歯部舌側床縁と顎舌骨筋付着部との関係
- ⑧ 上顎義歯頬側後方床翼と筋突起との関係

(3) 適合性

① 上下顎義歯を別々に行う手指圧下での検査

② 咬合調整終了後の咬合圧下での検査

とにより、適合性を調べる。

ア) 部分床義歯の場合、レストがレストシートに完全に適合していることを確認する。

イ) 上下顎義歯を別々に試適し、

- ・ 人工歯部への垂直圧での疼痛の有無
 - ・ 前歯人工歯に圧をかけた時の臼歯部の浮き上がり
 - ・ 片側の臼歯部人工歯に側方圧をかけた時の対側の床の浮き上がり
- などから、
- ・ 床縁の長さ
 - ・ リーフ不足の有無

などを調べる。

また、適合試験材を使用した場合は、義歯床の露出している部分を削除調整する。

ウ) 適合試験材を介在させて顎堤粘膜に圧接し、手指圧下で口唇、頬、舌による機能運動を行わせ、床研磨面の形態と粘膜面の適合状態を調べる。

エ) 咬合関係の検査後、適合検査材を介在させて、咬合圧下での義歯床粘膜面と粘膜面の適合状態を調べる。

なお、左右側または近遠心で被膜厚さに偏りが認められる場合は、咬合の不均衡が疑われる。また、頬舌側で被膜厚さに偏りが認められる場合は、頬舌回転が疑われ、咬合接触の与え方や間接維持装置が機能しているかを確認する。

(4) 咬合関係

- ① 中心咬合位での咬合の修正を行い
- ② 次に側方運動，前後運動時の咬合の調整を行う。

調整後，中心咬合位でのタッピング運動，偏心位への運動時にも義歯が安定していることを確認する。

(5) 装着感（異物感）：初めて義歯を装着する場合，

- ① 異物感，嘔吐感，発音障害を起こすことがあること
 - ② 1～3か月程度により，軽減，消失すること
- を考慮し，義歯床の長さや厚みなどを必要に応じて修正する。

3) 指導

義歯により回復した機能を良好な状態で長く維持するには，患者指導が重要である。指導項目としては，新義歯の順応期間，食事の仕方（摂食方法），義歯の取り扱い方法，義歯および口腔内の清掃方法などがあり，調整・指導の必要性を認識させることが肝要である。

(1) 順応期間

説明内容：

- ① 咀嚼や神経筋機構に順応するためには，一定期間（2～3か月程度）が必要であること
- ② 発音障害や異物感は，口腔内形態の変化のためであり，1～3か月で徐々に消失すること
- ③ 圧迫感がある場合には時々はずして再び装着すること
- ④ 痛みがある場合には義歯をはずしておき，来院日の朝からは装着しておくこと
- ⑤ 次回の来院時に再度調整すること
- ⑥ 部分床義歯では，長く装着しないでおくと，残存歯が移動して義歯が入らなくなることがあること
- ⑦ 唾液分泌量は，装着された新義歯の刺激により，一時的に増加する場合があるが，通常は1週間程度で正常に戻ることに

(2) 食事の仕方

説明内容：

- ① 最初は食べ易い食物を選び，小さくして食べることに
- ② 両側で同じ様に咬むことに
- ③ 全部床義歯装着者には，前歯部顎堤への圧の集中により，顎堤上顎前方部の顎堤，歯槽骨の吸収，義歯の不安定，顎堤粘膜の異常が起こるため，前歯で食物を咬断しないよう指導すること

(3) 義歯の取り扱い：義歯の着脱方法及び夜間の義歯の取り扱い方法について説明する。

義歯の着脱方法：

- ① 義歯を装着する時には，義歯を水分で濡らした後に行うように指導する。
- ② 全部床義歯装着者には，義歯をはずす場合には，義歯の前方部を粘膜側に押し，吸着現象を消失させた後に行うように指導する。
- ③ 部分床義歯装着者には，無理な力を加えずに着脱方向に沿って行わせ，咬み込まないで，最後まできちんと指で装着すること，またははずす時は支台歯に手指をあてて側方ストレスが発現しないように行うことを指導する。

夜間の義歯の取り扱い：

- ① 一般に，義歯床下粘膜を回復させるため，義歯をはずして，水中に保管させる。
- ② 就寝時の撤去が困難な場合は，義歯の都合のよいときに義歯を数時間はずさせ，床下粘膜を安静に保つことに努めさせる。

なお，就寝時の撤去が困難な場合とは，

- ア) ブラキシズムにより残存歯に過剰負担が生じる場合
- イ) 残存歯により対合顎堤が損傷される場合
- ウ) 義歯が動揺歯のスプリントを目的としている場合
- エ) 顎関節に過剰負担が加わる場合

(4) 義歯および口腔内の清掃

義歯の清掃を怠ると，デンチャープラークが形成され，口臭の原因になるだけでなく，残存歯のう蝕や歯周疾患，粘膜異常の原因となるため，義歯の清掃（デンチャープラークコントロール）が必要である。

義歯の清掃：

- ① 義歯用ブラシ等で義歯を清掃する機械的清掃法の指導

- ② 就寝中に義歯を義歯洗浄剤中に浸漬させる化学的洗浄法の指導
- ③ 清掃時の落下で義歯の破損を招くことが多いので洗面器等に水を張りその上で清掃する等の配慮が有効

口腔内の清掃：

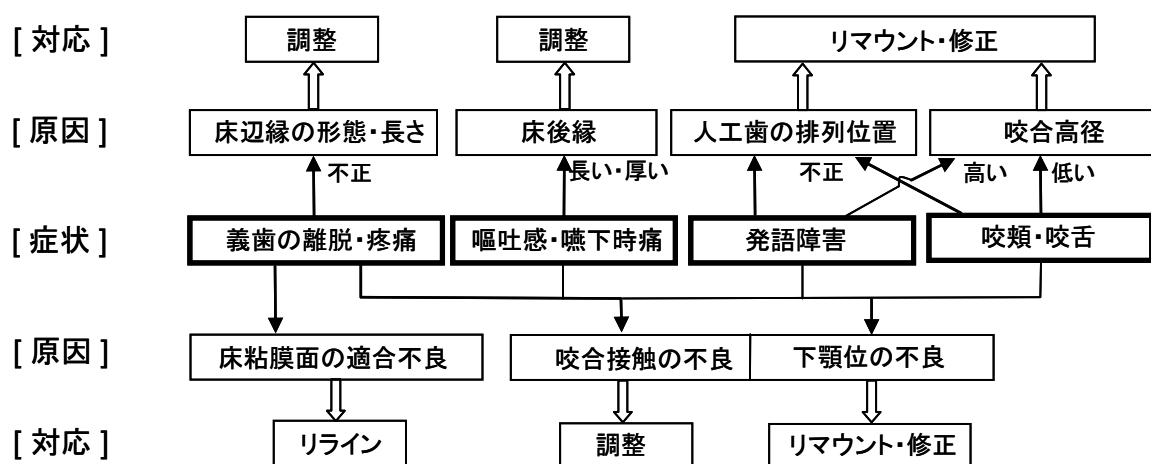
- ① 義歯清掃時に口腔内を含嗽し、清潔に保つこと
- ② 軟らかい歯ブラシで顎堤粘膜や舌背を清掃・マッサージさせることを指導する。
- ③ 残存歯については、義歯に接する残存歯歯頸部、隣接面部を特に入念にブラッシングする。また、歯間ブラシや隣接面専用ブラシを適宜使用する。

2. 新たに製作した有床義歯装着後の1か月以降の調整・指導

義歯は口腔内で機能することにより、咬合圧が加わって沈下する。また、義歯に慣れてきた時期に使用上不適合が出てくることがあり、検査して調整・指導する必要がある。なお、装着1か月以降においても患者が不快感を訴えている場合には、適宜に検査をし、調整・指導をする必要がある。

1) 調整

以下の図に示す義歯装着後に生じる症状とその原因、対応を参考に義歯を調整する。



義歯装着後に生じる症状とその原因、対応

注：床粘膜面の適合不良が重度の場合は新義歯製作，咬合接触の不良と咬合高径の不正が重度の場合は咬合面再構成，下顎位の不良が重度の場合は治療義歯により，対応する。

2) 指導

新たに製作した有床義歯の装着後1か月以内の指導事項を適用するが、義歯床と顎堤粘膜との適合状態、上下顎人工歯の接触状態、口腔内の状態を検査し、それらの状態を説明するとともに、処置の必要性の有無、以後に予測される事態とその対応などを説明する。術者による処置が必要な場合には、その必要性、処置内容を説明する。

3. 新たに製作した有床義歯装着後の定期管理

1) 義歯の生体適合性に着目した長期的管理

義歯装着後に調整や指導を行い、患者が満足した場合でもその後一定期間（6か月を目途）を経過することによって、人工歯の咬耗や顎堤の吸収により、咬合の不調や床の不適合が生じることがある。また、わずかな不調和を患者が気付かず放置することがある。したがって、義歯の長期使用のために定期的な検査を行い、異常があれば、それに対応した調整・指導を行うことが重要である。

特に以下の点を検査する。

- (1) 残存歯と口腔内の状態
 - ① 残存歯のう蝕や歯周疾患の有無
 - ② 口腔粘膜異常の有無

- (2) 残存歯と義歯のプラークコントロール
- (3) 義歯の形態
 - ① 義歯床の床縁の長さや形態
 - ② 頬側床縁と頬筋付着部、小帯との関係
 - ③ 臼歯部舌側床縁と顎舌骨筋付着部との関係
- (4) 義歯の適合性
 - ① 部分床義歯の場合、レストとレストシートとの適合
 - ② 適合検査材介入時の義歯床粘膜面と顎堤粘膜面の適合
- (5) 咬合関係
 - ① 中心咬合位での早期接触の有無
 - ② 側方運動、前後運動時の咬合干渉の有無

2) 機能検査による口腔機能の維持を主眼とした管理

有床義歯装着により回復した良好な状態を長く維持するには、定期検査時の適切な義歯の調整・指導を行う。さらに、必要に応じて回復した咀嚼機能や発語機能などの口腔機能を把握し、その維持管理に努めることが重要である。

検査は、新たに装着した義歯に順応した時点で行い、旧義歯装着時との比較により、機能の回復程度、また、以後の定期検査時の結果との比較により、さらなる機能の改善、あるいは機能の維持や低下の程度を客観的に評価する。